

令和2年第2回（通算第119回）
当別町都市計画審議会議案

日 時 令和2年7月2日（木）

14時00分

場 所 当別町役場 第2庁舎

当別町都市計画審議会

審 議 会 次 第

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 会長の選出

4. 会長挨拶

5. 諮 問

6. 議 事

(1) 審議事項

一、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の定時見直しについて

二、当別町都市計画マスタープラン「改訂版」(素案)について

7. そ の 他

8. 閉 会

(1) 審議事項

一、 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定時見直しについて

都市計画法第6条の2の規定に基づき北海道が策定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、定時見直しのため北海道より素案（案の申し出）の提出を求められているものであります。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の定時見直しについて……………（別冊1）

都市計画法

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市計画の目標

二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(1) 審議事項

二、 当別町都市計画マスタープラン「改訂版」(素案)について

平成14年に策定した当別町都市計画マスタープランは、人口減少や少子高齢化、関係法令、上位計画の変遷といった社会的な状況の変化を踏まえ平成24年に見直しを行いました。

平成24年に見直しを行ってから、令和2年には上位計画である「当別町第6次総合計画」の策定がされ、また、コンパクトシティの具体的な施策の実現のため「当別町立地適正化計画」が策定されました。

「当別町第6次総合計画」では、時代の潮流をとらえながら、長期的展望に立ち、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために、まちの将来像やまちづくりの方向性を定めています。

また、『当別町立地適正化計画』では都市機能の集積を図り、公共交通ネットワークとコンパクトなまちづくりを進める計画であります。

これまでの都市計画マスタープランのまちづくりで目標としていた、コンパクトで持続可能なまちづくりを継続して推進すると共に、上位計画、関連計画や社会情勢の変化に伴い、見直しを行い、改訂版として策定するため、その案について意見を求めるものであります。

当別町都市計画マスタープラン「改訂版」(素案)について・・・・・・・・(別冊2)

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

令和2年第2回
当別町都市計画審議会（別冊1）

- ・当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し概要について・・・（資料1-1）
- ・当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 新旧対照表・・・・・・・・（資料1-2）
- ・（現行）当別都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・・・・・・・・（参考資料）

当別町都市計画審議会

令和2年第2回
当別町都市計画審議会（別冊2）

- ・当別町都市計画マスタープラン（改訂版）策定方針について・・・（資料2-1）
- ・当別町都市計画マスタープラン（改訂版）（素案）・・・・・・（資料2-2）
- ・都市計画マスタープラン見直しに係る現行計画の取組状況・・・（資料2-3）
- ・都市計画マスタープラン見直しに係る町民意向の整理・・・・・・（資料2-4）

当別町都市計画審議会